



# あんなが

平成24年

Vol.76

7月1日号



## 第38回安政遠足 侍マラソン

5月13日(日)に第38回安政遠足侍マラソンが開催されました。当日は快晴に恵まれ、日本全国から集まった1,644人の選手が熊野神社までの峠コース、くつろぎの郷までの関所・坂本宿コースに参加し、ゴールを目指しました。(詳細は2、3ページをご覧ください)

## 主な内容

- P 2-3 第38回安政遠足 侍マラソン
- P 4-5 区長の皆さんを紹介します
- P 6 「いきいき健康安中21」からのお知らせ

## 市長対話の日

7月28日(土) 支所 第2会議室  
 8月25日(土) 本庁 市民ロビー  
 時間▶午前10時～正午  
 ※受付は午前11時まで  
 ※都合により時間が変更になることもあります

## 人口と世帯

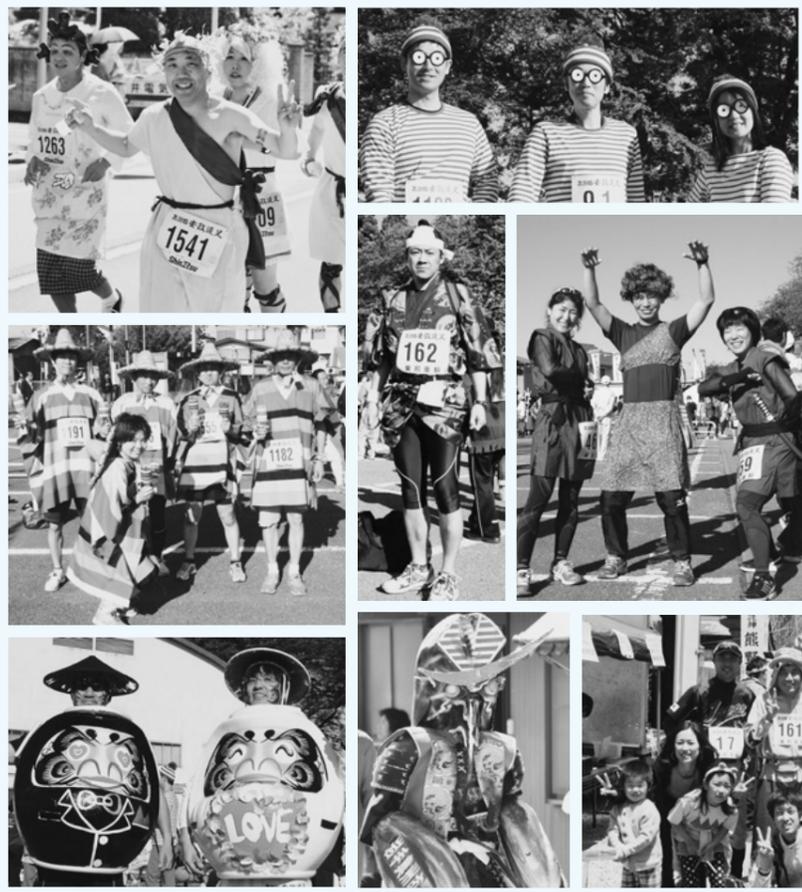
人口	62,251人 (-54)
男	30,538人 (-9)
女	31,713人 (-45)
世帯数	24,120世帯 (-15)

住民基本台帳人口(5月末日現在)  
 ※( )内は前月との比較

# 第38回安政遠足侍マラソン



仮装した選手は、第36回と同様に7割を超えました。武將を始め、歴史上の人物やアニメキャラクター、自らが考えたオリジナルの仮装などで登場し、沿道で応援している大人から子どもまで大勢の皆さんの目を楽しませてくれました。



5月13日(日)に第38回安政遠足「侍マラソン」が行われました。今年も日本全国から申込みのあった1,644人の選手が五月晴れのもと、一路ゴールを目指しました。また、仮装審査も行われ、各コースごとに受賞者が決定しました。主な結果は下記のとおりです。



## 安政遠足前夜祭

5月12日(土)、安政遠足前夜祭が文化センター駐車場と中央体育館およびその周辺を会場として、各種イベントや子どもミニ遠足、遠足参加者の歓迎レセプションなどが行われました。イベントでは、梯子乗りや保育園児による鼓笛隊、和太鼓の演奏などで開場を沸かせました。子どもミニ遠足では大人に負けない仮装を身にまとった子どもたちが暑さに負けず力走し、沿道から温かい声援が送られました。歓迎レセプションには、多くの選手が参加し、選手や招待者との交流を深めました。

着順一覧(敬称略)

小学校低学年		小学校高学年	
男子	1位 原田 晃生 (碓東小)	男子	1位 瀧野 悠 (安中小)
女子	2位 鈴木 大椰 (磯部小)	女子	2位 田中 尚斗 (安中小)
	3位 中嶋 情 (碓東小)	女子	3位 中嶋 達哉 (安中小)
女子	1位 佐藤ゆいか (松井田小)	女子	1位 上原 鈴香 (細野小)
	2位 中嶋 真菜 (安中小)	女子	2位 生田 百奈 (磯部小)
	3位 左近 知美 (松井田小)	女子	3位 青木 リコ (原市小)



着順・仮装審査結果一覧(敬称略)

峠コース				関所・坂本宿コース			
順位	氏名	タイム	仮装審査	順位	氏名	タイム	仮装審査
男子	1位 吉田 亮太 (前橋市)	2:00:47	特別賞 関口 淳一 (高崎市)	男子	1位 相蘇 紀玄 (高崎市)	1:16:46	特別賞 瀬間 守雄 (富岡市)
	2位 齊藤 弘幸 (太田市)	2:10:09	郡 純一 (太田市)	2位	山口 貴之 (埼玉県)	1:22:48	霜触 賢 (埼玉県)
	3位 飯塚 淳司 (東京都)	2:14:20	室岡 隆 (栃木県)	3位	秋山 喜徳 (埼玉県)	1:22:53	貴井 伸也 (安中市)
女子	1位 富澤 博美 (東京都)	2:31:01	小河原博志 (千葉県)	女子	1位 佐保久美子 (富岡市)	1:26:06	黒澤 純生 (安中市)
	2位 奥木みどり (前橋市)	2:44:46	吉田 憲彦 (富岡市)	2位	佐藤 美紀 (安中市)	1:44:16	高橋 雄一 (高崎市)
	3位 狩野 幸子 (渋川市)	2:47:46	黒澤 伸明 (藤岡市)	3位	上田 照江 (高崎市)	1:47:09	木村 正教 (高崎市)
			富澤 博美 (東京都)				中嶋 正江 (神奈川県)



# お世話になります

## 区長の皆さんを紹介します

### 各地区代表区長の皆さん

市と市民の皆さんとの橋渡し役という重要な仕事を  
していただく市内102区の区長の皆さんを紹介しま  
す。  
皆さんもご存知のように、区長の皆さんには衛生、  
防犯、消防関係、福祉事業の推進、さらに道路や河川  
の問題にいたるまで、地域の代表者として、幅広い活  
動をしていただいております。  
なお、各地区の区長の皆さんは次のページのとおり  
です。(敬称略 6月1日現在)



原市地区  
吉田 茂区長



安中地区  
市川 益也区長



東横野地区  
田島 勳区長



磯部地区  
猿谷 豈性区長



松井田地区  
小坂 上司区長



後閑地区  
前川 貞義区長



秋間地区  
若松 伊勢男区長



板鼻地区  
富澤 敬文区長



岩野谷地区  
依田 豊一区長



細野地区  
金井 潤一区長



九十九地区  
小林 勇区長



西横野地区  
上原 洋太郎区長



坂本地区  
上原 誠一区長



白井地区  
高見澤 宏区長

安中地区	1区	大久保 利行
	2区	市川 益也
	2-2区	旭 重男
	3区	清水 紀雄
	4区	庭野 雅雄
	5区	田島 恒雄
	6区	秋山 宏彦
	7区	大溝 泰樹
	8区	須藤 隆
	9区	上原 米一
	10区	新野 一雄
	11区	田中 祐司
12区	長澤 一毅	
原市地区	1区	櫻井 保広
	2区	小柏 政吉
	3甲区	宮田 良平
	3乙区	萩原 勳夫
	4区	宮田 勝次
	5区	萩原 一廣
	6区	山口 榮一
	7区	須賀 喬
	8区	富田 喜雄
9区	吉田 茂	
磯部地区	1区	悴田 昇
	2区	上村 正一
	3区	永井 征治
	4区	田村 力
	5区	猿谷 豈性
東横野地区	1区	古立 常善
	2区	花岡 治元
	3区	古賀 清
	4区	本多 孝雄
	5区	櫻井 伊佐雄
	6区	田島 勳

岩野谷地区	1区	内田 純夫
	2区	高橋 一夫
	3区	依田 豊一
	4区	戸塚 勝彦
	5区	白石 浩
	6区	吉田 義勝
板鼻地区	7区	高林 隆
	1区	富澤 敬文
	2区	柘植 正
	3区	須賀 哲郎
	4区	吉田 實
秋間地区	5区	相原 宏美
	1区	萩原 純一
	2区	磯貝 俊夫
	みのりが丘区	浜田 武
	3区	加藤 章
後閑地区	4区	武井 襄一
	5区	若松 伊勢男
	1区	森田 昇
	2区	磯貝 慎次
	3区	中里 稔
松井田地区	4区	秋山 賢一
	5区	前川 貞義
	上本町区	吉井 民次
	本町区	寺島 伸二
	新堀中宿区	鈴木 一雄
	新町区	鷺尾 秋治
	森崎区	塚越 勝
	源ヶ原区	武井 清次
	上町区	中島 弘徳
	仲町区	保々 喜久治
細野地区	下町区	小坂 上司
	新田区	今井 一彦
	北横町区	須藤 英治
	南横町区	猿谷 健一
	紺屋町区	宇佐美 良一
	琵琶ノ窪区	萩原 陽一

白井地区	横川西区	高見澤 宏
	横川東区	武井 長七郎
	五料西区	猿谷 政美
	五料中区	土屋 眞
	五料東区	中島 正司
	坂本1区	荒川 邦孝
坂本地区	坂本2区	並木 進一
	原区	土屋 眞澄
	入牧1区	上原 誠一
	入牧2区	佐藤 証美
	上人見区	塩谷 重光
	法正寺区	宇佐見 貞夫
西横野地区	塚原区	佐藤 守
	大王寺区	上原 洋太郎
	高野谷戸区	川口 勝
	二軒在家区	清水 正
	烏留北区	大野 榮夫
	烏留南区	小坂橋 静雄
	別所区	岩井 宏樹
	八城東区	吉沢 智弘
	八城西区	大貫 晃
	行田区	神林 彰
九十九地区	下増田区	小坂橋 敏明
	高梨子区	藤巻 利雄
	国衛百石区	小林 勇
	小日向区	茂木 弘道
細野地区	土塩西区	萩原 克己
	土塩東区	坂本 太一
	新井区	吉田 元夫
	上増田東区	金井 潤一
	上増田西区	上原 光雄



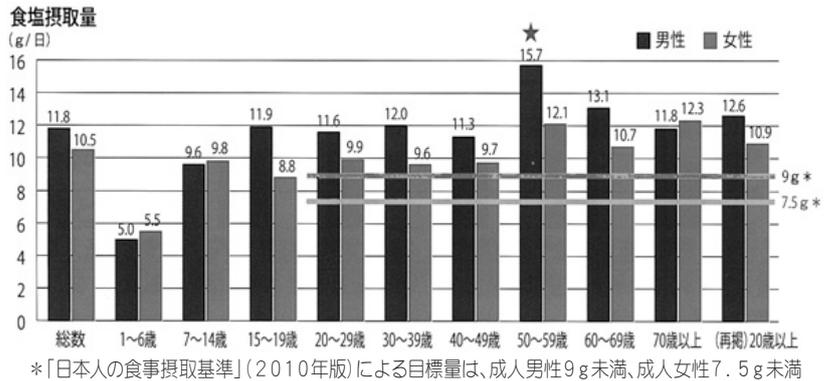
# 『いきいき 安中健康21』 からのお知らせ

## ◎ 食生活について

### あなたの食生活は大丈夫？

私たちの食生活は便利で豊かになりました。でも食事の仕方やその内容を考えたとき、本当に豊かになったと言えるでしょうか？生活習慣病（がん、脳卒中、心臓病など）の増加や子どもの食習慣への影響など、毎日の食生活の重要性が言われています。しかし、自分一人で考え、改善していくことはとても大変です。そんなときに、あなたの身近にどんな食事をとればいいのか、食生活の改善方法や毎日の料理について相談にのってくれる人がいたらどうでしょうか。それが食生活改善推進員です。

平成22年度群馬県民健康・栄養調査結果より



### 食生活改善推進員(愛称：ヘルスマイト)の活動を紹介します

全国食生活改善推進員団体連絡協議会46道府県と3市



平成24年4月1日現在の市内の会員数は98人です。

食生活改善推進員は、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、まず我が家の食卓を健康なものにし、さらには地域の皆さんにも正しい食習慣が定着することを目指し、全国組織の活動を続けています。食生活を中心とした栄養や健康について学び、調理実習などを通じて地域の食生活の改善に取り組むボランティアです。

主な活動として、おやこの食育教室、男性の料理教室、減塩・乳製品講習会などを地区公民館で、保育園や高校生の食育を出前講座として行っています。さらには健康まつりの開催、安政遠足前夜祭レセプションや春まつりなどでは郷土食の提供も実施しています。

#### ○食生活改善推進員シンボルマーク

食事バランスに大切な6つの基礎食品と食生活改善推進員が手と手をつなぎ地域で活動する輪を表現しています。



### 食生活改善推進員になるには

市で開催する「食生活改善推進員養成講座(健康大学)」に1年間(7日間)参加し、食生活改善や健康づくりに関する講習を受講していただきます。



郷土料理、食育、生活習慣病予防などの出前講座も行っています。お問い合わせください。



次回は、8月号に『いきいき松井田推進グループ』の活動を紹介します。

問合せ▶本庁健康づくり課保健指導係(☎内線1173)

# 市税の滞納処分を強化しています

～税負担の公平性を確保するために～

税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や教育、ごみ処理、道路整備など、様々な事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。

市税を滞納することは、納期限内に納税している大多数の市民との公平性を欠くこととなります。また、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。このことから、納税相談もなく納付のない人に対しては、滞納処分により強制的に徴収していますが、市では7月・8月・9月は「滞納処分（財産差押）強化月間」として、財産の差押をより強化していきます。

## 7月・8月・9月は「滞納処分（財産差押）強化月間」です

支払能力があるにも関わらず、遊興費・借金や住宅ローンの返済などを優先し、納税いただけない人などが滞納処分（財産差押）の対象となります。

大多数の納期限内納税者の代弁者として、今まで以上に滞納者に対する「財産調査」を徹底して行っています。

### ◎滞納処分とは

市税を滞納している場合、裁判所に訴えることを必要とせず、市が独自に滞納者の財産を差押することです。

### ◎納税は国民の義務です

大多数の人は、納期限内に納付しています。しかしごく一部に、納期限を守らず納付しない人がいます。納期限内に納付がない場合「滞納」となり法的に滞納処分（財産差押）の対象となります。

### ◎滞納処分（財産差押）の対象となる財産

- 債権…預貯金、給与、年金、生命保険、売掛金  
所得税還付金、賃料
- 不動産
- 動産…絵画、自動車 など

### ◎納期限内納付にご協力ください

市税の納付は、納期限内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送などに多額の経費が掛かり、その経費も市税で負担することになります。納期限内の納付にご協力をお願いします。

### ◎滞納処分までの流れ

○納税通知書発送	
固定資産税	5月
軽自動車税	5月
市県民税	6月
国民健康保険税	7月

○督促・催告  
納期限を過ぎると、督促状を発送します。延滞金が発生する場合もあります。それでも納付していただけない人へは、改めて文書や電話などで納税の催告を行います。

○財産調査  
勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへの財産調査を行います。なお、本人の承諾は必要ありません。

○滞納処分（財産差押）  
再三の催告にも応じず、納税相談の連絡がない場合は、財産の滞納処分（差押）を執行します。

○換価処分（債権取立・不動産公売）  
債権は原則即時で、不動産については公売（売却）により換価し、税に充当します。

## 滞納処分に関するよくあるQ&A

**Q1.**住宅ローンの返済を優先して、納税が後回しになってしまったところ、不動産を差押されてしまいました。どうすればよいでしょうか？

**A1.**不動産の差押に至るまで、再三の催告にも関わらず早期完納に至るような分割納付や、納税相談がなかったのですから、延滞金も含め全額納付いただけない限り、差押解除には応じることはできません。金融機関に返済額の見直しなどを相談し、早期の完納を真剣にお考えください。

**Q2.**勤務先に市役所から給与照会がきました。どうすればよいのでしょうか？

**A2.**勤務先に給与の照会をする場合は、再三の催告にも関わらず、連絡いただけなかったり、約束した納税がいただけない場合などです。ただし、現段階では給与の差押になった訳ではありませんので、早急に市役所に相談してください。なお、給与の差押執行後は、延滞金も含め完納にならない限り差押解除には応じることはできませんので、早期の完納を真剣にお考えください。

## 納税に困っている人は、早めに納税相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。一括納付が難しい場合には、分割納付にも応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

### ●夜間納税相談窓口

平日に納税相談ができない人のために、下表納期限日に夜間窓口を開設しています。

開設日	7月2日(月)・31日(火)	時間	午後8時まで
	8月31日(金)		
	10月1日(月)	場所	本庁収納課

問合せ▶本庁収納課収納整理係（☎内線1082・1084）

# 後期高齢者医療制度のご案内

## (被保険者証更新・保険料決定)

### 被保険者証（保険証）の更新について

#### ○8月1日から「後期高齢者医療被保険者証」が新しくなります

新しい被保険者証は7月中旬に、うすみどり色の封筒で送付します。被保険者証が届きましたら、記入されている住所、氏名などを確認し、切り取り線で切り取ってご使用ください。

被保険者証の有効期間は8月1日から来年7月31日までの1年間になります。(短期者証の人を除く)

#### ○前年の所得により、自己負担割合が判定されます

自己負担割合は下の表のとおり、現役並み所得の人は3割、一般の人は1割となります。

所得が145万円以上の人で、基準収入額適用申請をすることにより1割になる人は、被保険者証送付前に申請の案内を送付しますので、7月中に忘れずに申請書を提出してください。

区分	基準	負担割合
現役並み所得者	同一世帯に、住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人	3割
	上記に該当する人のうち、後期高齢者医療制度の被保険者が同一世帯に ①1人のみの場合、収入が383万円未満の人 ②2人以上いる場合、全員の収入合計が520万円未満の人 または ③後期高齢者医療の被保険者の収入と、世帯内の70～74歳の人の収入との合計が、520万円未満の人	「基準収入額適用申請」をすることにより1割
一般	同一世帯の後期高齢者医療制度加入者全員が住民税課税所得145万円未満の人	1割

※なお、平成23年12月31日時点で世帯主であって、同一世帯に合計所得38万円以下の19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯員の年齢と人数に応じた額(①16歳未満は1人につき33万円 ②16歳以上19歳未満は1人につき12万円)を住民税課税所得から控除し負担割合を判定します。

※現在お使いの被保険者証は、8月1日以降使用できませんので、市役所本庁または支所に返却するか、各自で廃棄してください。

### 後期高齢者医療の保険料について

#### ○平成24年度から後期高齢者医療保険料率・軽減額が変わります

##### ◎平成24年の保険料率について

保険料率は次のとおり決定しました。

区分	平成24年度
所得割率	8.48%
均等割額	42,700円
限度額	55万円

##### ★保険料額の計算方法(平成24年度)

$$\text{年間保険料額} = \left\{ \begin{array}{l} \text{均等割額(42,700円)} \\ + \\ \text{所得割額} \langle (\text{平成23年中の総所得金額等} - 33\text{万円}) \times 8.48\% \rangle \end{array} \right.$$

※軽減に該当する人は、軽減額を引いてください。

※4月以降途中加入の人は、「年間保険料額」×加入月÷12月(100円未満切捨て)で求めた金額が保険料額となります。

#### ◎平成24年度保険料の軽減について

下の表の“軽減該当条件”にあたる人は、保険料が軽減されます(軽減割合、該当条件は前年度と同じです)。

##### <均等割の軽減>

軽減内容	軽減該当条件 (被保険者および世帯主の総所得金額などの合計額が対象)	軽減額 (軽減後額)
9割軽減	「基礎控除額(33万円)以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯(その他各種所得がない場合)	38,430円 (4,270円)
8.5割軽減	「基礎控除額(33万円)」以下の世帯	36,295円 (6,405円)
5割軽減	「基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)」以下の世帯	21,350円 (21,350円)
2割軽減	「基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	8,540円 (34,160円)

##### <所得割の軽減>

軽減内容	軽減該当条件 (被保険者および世帯主の総所得金額などの合計額が対象)	軽減額
5割軽減	総所得金額等－基礎控除額(33万円)が58万円以下の人	所得割額÷2 《1円未満の端数は切上げ》

##### <被扶養者軽減>

軽減内容	軽減該当条件 (被保険者および世帯主の総所得金額などの合計額が対象)	軽減額 (軽減後額)
均等割9割軽減 所得割なし	後期高齢者医療の被保険者資格を得た前日まで、被用者保険(国保、国保組合以外)の被扶養者であった人 ※所得割額も課されません。	38,430円 (4,270円)

#### ○平成24年度保険料額決定通知書・納付通知書を送付いたします

後期高齢者医療制度に加入している人の、平成24年度保険料が決定しましたので、「保険料額決定通知書・納付通知書」を送付いたします。

##### ◎送達時期と送付物

7月中旬に通知が届く人…普通徴収のみの人、または普通徴収と特別徴収両方がある人です。むらさき色の封筒で送付します。

8月上旬に通知が届く人…特別徴収のみの人です。シーラーはがきで通知します。

※特別徴収…年金から天引きで保険料をお支払いいただくことです

※普通徴収…特別徴収以外の納付方法のことで、金融機関の窓口で納めていただくか、口座振替で納付していただきます

##### ◎保険料の納付について

①現金納付、口座振替ともに最初の保険料納期が7月31日となります。現金で納付する人は、送付される納付通知書で納付場所を確認し、納めてください。

口座振替のお申し込みが済んでいる人は、各納期限までに残高のご確認をお願いいたします。

②特別徴収により納めていただく人は、通知に記載された月より年金から天引きになります。

##### ◎保険料の減免について

災害など特別の事情によって保険料を納められないときは、申請することによって保険料が減免される場合があります。

※ご不明な点は下記までお問い合わせください

問合せ▶本庁国保年金課給付係 (内線1118・1119)

支所住民課税務保険係 (内線2122)

国民健康保険に加入している皆さんへ

# 国民健康保険高年齢受給者証などの更新のお知らせ

## 国民健康保険 高年齢受給者証の 更新について

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高年齢受給者証」の有効期限が7月31日に切れますので、新しい「高年齢受給者証」を7月下旬に郵送交付します。

「高年齢受給者証」は自己負担割合を示すものですから、医療機関などで受診するときには、保険証と一緒に窓口に提示してください。自己負担割合は平成23年の所得などにより変わる場合があります。

有効期限切れとなった「高年齢受給者証」は市役所に返却するか、できない場合はご自分で責任を持って破棄してください。

## 入院や外来の支払いが 限度額までになる認定証を 更新しています

市では、入院や外来で支払う医療費の自己負担額が限度額までになる認定証や、食事代が軽減される認定証を、申請により交付しています。現在交付されている認定証は7月31日で有効期限切れとなりますので、引き続き対象となる人は申請してください。申請した月の1日から適用となります。

## ●限度額適用・標準負担額減額認定証

交付対象者は、市民税が世帯で非課税の国民健康保険加入者となります。

医療機関窓口に表示する表1または表2のとおり医療費の自己負担額が限度額までとなり、入院時の食事

代の自己負担額（食事療養標準負担額）が減額されます。

## ●限度額適用減額認定証

交付対象者は、70歳未満の市民税課税世帯の国民健康保険加入者となります。

医療機関窓口に表示する表2のとおり医療費の自己負担額が限度額までとなります。

◎申請に必要なもの  
・保険証  
・印鑑

・すでに交付を受けている人はお持ちの認定証

※国民健康保険税を滞納していると限度額適用認定証は交付できない場合があります。

表1 70歳以上の人

区分	基準	自己負担限度額 (月額)	食 事 療 養 標 準 負 担 額 (1食あたり)
市民税非課税世帯	低所得Ⅱ 国民健康保険加入者全員と世帯主が市民税非課税の人	24,600円	210円 (160円※1)
	低所得Ⅰ 国民健康保険加入者と世帯主が市民税非課税の人で、その世帯の所得が必要経費・控除を差し引いたとき0円になる人(年金の所得は控除額を80万円として計算)	15,000円	100円

※1 過去12カ月の入院日数が90日を超える場合

表2 70歳未満の人

区分	基準	自己負担限度額 (月額) ( )内は多数該当※1	食 事 療 養 標 準 負 担 額 (1食あたり)
上位所得者	基礎控除後の所得が600万円を超える世帯	150,000円+1% ※2 (83,400円)	260円
一般	上位所得者と非課税以外の世帯	80,100円+1% ※2 (44,400円)	
非課税	市民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)	210円 (160円※3)

※1 過去12カ月内に4回以上高額療養費の支給を受けた場合  
 ※2 医療費から一定の額(上位所得者は500,000円、一般は267,000円)を差し引いた金額の1%  
 ※3 過去12カ月の入院日数が90日を超える場合

※原則、1つの医療機関で支払う1カ月の金額が限度額までとなります。2つ以上の医療機関で受診した場合は、いままでどおり高額療養費の申請が必要な場合があります。

※特例対象被保険者軽減措置に該当した人の世帯は、負担区分が変更になる場合があります。

※ご不明な点につきましてはお問い合わせください。

問合せ▶本庁国保年金課国保係(☎内線1113)・支所住民課税務保険係(☎内線2160)

# 国民健康保険特定健康診査 後期高齢者健康診査

# 個別健診を 実施しています

平成24年度の国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査は市内の下記医療機関で受診することができます。  
個別健診とは、集団健診と同じ内容の検査を、市内の医療機関で実施することをいいます。医療機関や市から日時を指定することはありません。皆さんの都合のよい時に希望する医療機関で受診してください。

※集団健診は、8月24日(金)から始まります。

期間▶6月1日(金)～11月30日(金)

料金▶無料

健診機関▶下記の医療機関（※印の医療機関は予約が必要です）



## 医療機関名

アミヤ医院	385-1511	公立碓氷病院 ※	385-8221	武井内科循環器科	393-1005
有坂内科医院 ※	381-0485	櫻井内科医院 ※	385-8551	半田内科医院	385-6031
いのうえ整形外科内科クリニック	380-1717	さわやかクリニック※	382-8111	藤巻医院	393-1324
いわい中央クリニック ※	381-2201	正田病院 ※	382-1123	堀口医院 ※	381-0229
上杉医院 ※	381-0448	城田医院 ※	385-7858	本多病院	382-1255
大貫クリニック ※	380-1181	須藤病院 ※	382-3131	松井田病院	393-1301
おにかた医院 ※	385-1351	高橋医院 ※	382-2210	みやぐち医院 ※	384-1126
くろさわ医院	393-5311	田口医院	393-1731	茂木内科医院 ※	382-2510

50音順

### 注意事項

- ◆受診票・受診券と保険証を必ず持参してください。
- ◆受診票・受診券裏面の質問票は必ず記入してください。
- ◆午前中のみ受診となります。
- ◆朝食を食べずに受診してください （薬の服用については事前にかかりつけ医とご相談ください）。

### その他

- ◆受診票・受診券は、個別健診・集団健診共通です。
- ◆安中市国民健康保険の資格を喪失した場合または後期高齢者医療制度加入者で市外に転出した場合は、市から送付した受診票・受診券では受診できません。すみやかに受診票・受診券を市へお返しください。資格喪失後に受診した場合は全額自己負担になります。
- ◆個別健診と集団健診のどちらか一方の受診となります。重複して受診した場合はあとから受けた健診費用は全額自己負担になります。
- ◆事業所などにお勤めの人で、事業所などが行う健診を受けた場合は、この健診を受ける必要はありません。お手数ですが、健診結果を市へお知らせください。
- ◆被用者保険の被扶養者の人の特定健康診査も上記医療機関で受診することができます。
- ◆安中市人間ドックを受診する人は、健診項目が重複するため受診できません。
- ◆肝炎ウイルス検診を同時に実施します（対象者は肝炎ウイルス検診を受けたことがない人）。
- ◆平成23年度から、腎臓機能の状態を測定するために、クレアチニンと尿素窒素の検査を同時に実施しています。
- ◆4月以降に国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入された人で、健康診査の受診を希望される場合は下記までご連絡ください。

問合せ▶本庁国保年金課国保係（☎内線1113・1114）

# 国民年金からのお知らせ

## 保険料免除の申請は、原則として毎年必要です

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料が免除される制度があります。また、30歳未満の人には、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

免除や若年者納付猶予の申請をすると、本人・配偶者および世帯主（若年者納付猶予では世帯主は除かれます）の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部または一部が免除（若年者納付猶予では全額の納付が猶予）されます。

一部免除には、4分の3免除（4分の1納付）、半額免除（半額納付）、4分の1免除（4分の3納付）があり、所得に応じたきめ細やかな免除の申請ができます。

ただし、4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないで未納と同じ扱いになります。

保険料の免除または若年者納付猶予の申請は原則として毎年必要です。

今まで全額免除または若年者納付猶予の承認を受けており継続申請をしていない人、一部免除の承認を受けていた人は、6月で承認期間が切れています。引き続き免除などを希望する場合には平成24年度は7月2日より申請受付が開始となりますので、忘れずに市役所本庁国保年金課国民年金係・支所住民課税務保険係へ申請の手続きをしてください。



## 特別支給の老齢厚生年金を受けている人は65歳で届け出が必要です

特別支給の老齢厚生年金は65歳になると受給権が消滅し、65歳からは新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることとなります。

手続きに必要な書類（「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」・ハガキ様式）は、65歳になる誕生月の初め頃（1日生まれの人は前月の初め頃）に日本年金機構から郵送されますので、この書類に必要な事項を記入し、誕生月の末日（1日生まれの人は前月の末日）

までに日本年金機構へ提出してください。

手続きが完了すると「国民年金・厚生年金保険裁定通知書・支給額変更通知書」が送られますが、年金証書はあらかじめ発行されませんので、これまでの年金証書を引き続き保管してください。

詳しくは、国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書に同封されるリーフレットをご参照ください。

## 付加保険料のご案内

将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者（自営業者など）や65歳になるまでの任意加入被保険者は、希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることができます。付加保険料を納める場合には、定額保険料を納める必要があります。

付加保険料を納めると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金を受けられます。付加年金の計算式は次のとおりです。

**年金額**＝200円×付加保険料を納めた月数

なお、国民年金基金に加入している人や免除制度を利用して納める人は、付加保険料を納めることができません。

付加年金の加入を希望する人は市役所本庁国保年金課国民年金係・支所住民課税務保険係へお申出ください。

## このページに関する問合せ

高崎年金事務所 お客様相談室 (☎) 3222-7753

# 乳がん・子宮頸がん検診(個別検診)について

6月から乳がん・子宮頸がん検診が始まりました。個別検診の申し込みをされた人は、市から郵送された受診票を必ずご持参のうえ、下記医療機関で受診してください。

医療機関名	電話番号	乳がん検診	子宮頸がん検診
公立碓氷病院	385-8221	○	—
さわやかクリニック	382-8111	○(視触診のみ)	—
正田病院	382-1123	○(視触診のみ)	—
須藤病院	382-3131	○	—
田口医院	393-1731	○(視触診のみ)	—
永山医院	381-0314	○(視触診のみ)	○
藤巻医院	393-1324	○(視触診のみ)	—
松井田病院	393-1301	○	—

**対象者▶乳がん検診**…安中市民で平成25年3月31日までに40歳以上となる女性（前年度に市の乳がん検診を受診している人は除く）

**子宮頸がん検診**…安中市民で平成25年3月31日までに20歳以上となる女性

**個人負担金▶乳がん検診**…1,500円（70歳以上は無料）

**子宮頸がん検診**…400円（70歳以上は無料）

**受診できる期間▶**平成24年6月1日～平成25年1月31日

※本年度から、甲状腺がん検診と乳がん検診の視触診は個別検診のみの実施となります。

※例年12月から1月にかけては、受診者が集中することが予想されますので、混雑緩和のため、なるべく早い時期での受診にご協力ください。



## がん検診推進事業について (乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診無料クーポン券の配布)

下記の年齢に該当する人へは、がん検診に関する「検診手帳」と「無料クーポン券」を郵送させていただきました。市の乳がん検診・子宮頸がん検診・大腸がん検診が無料で受診できますので、ぜひご利用ください。

子宮頸がん検診無料クーポン券配布対象者(女性のみ)

20歳	平成3(1991)年4月2日～平成4(1992)年4月1日
25歳	昭和61(1986)年4月2日～昭和62(1987)年4月1日
30歳	昭和56(1981)年4月2日～昭和57(1982)年4月1日
35歳	昭和51(1976)年4月2日～昭和52(1977)年4月1日
40歳	昭和46(1971)年4月2日～昭和47(1972)年4月1日

乳がんおよび大腸がん検診無料クーポン券配布対象者(乳がんは女性のみ)

40歳	昭和46(1971)年4月2日～昭和47(1972)年4月1日
45歳	昭和41(1966)年4月2日～昭和42(1967)年4月1日
50歳	昭和36(1961)年4月2日～昭和37(1962)年4月1日
55歳	昭和31(1956)年4月2日～昭和32(1957)年4月1日
60歳	昭和26(1951)年4月2日～昭和27(1952)年4月1日

※乳がん・子宮頸がん検診の無料クーポン券は検診時に必ず持参してください。また、大腸がん検診の無料クーポン券は容器受け取り時に持参してください。

※今年度に乳がん検診無料クーポン券の配布対象となっている人は、前年度に乳がん検診を受診している場合であっても受診することができます。

※乳がん検診・子宮頸がん検診の集団検診を申し込まれている人へは、11月上旬に受診票を郵送する予定です。

**問合せ▶**本庁健康づくり課予防係(☎内線1172)

# 母子保健推進員が皆さんの子育てを応援します

平成 24 年 4 月 1 日に、母子保健推進員 111 人が安中市長から下記のとおり委嘱されましたので紹介します。行政と皆さんのパイプ役として母子保健の充実をはかるため、各地区で活躍いたします。

地区	受持地区	氏名	
安中	1	笹本 知美	
	2	丸山 文子	
	2-2	岡澤 順子	
	3	水野 則江	
	4	*多胡 清美 異 恵子	
	5	藤村 路代 清水 和江	
	6	萩原 文子	
	7	吉田 順子	
	8	長日部 淳子	
	9	上原 節子 金井登志子	
	10	岩井 育恵 中島伊勢子 古谷タツ江	
	11	萩原 享子	
12	内田美枝子		
全地区	*千葉登志子		
原市	1	半田 恵子 清水千代美	
	2	多胡 明子 金井由紀子	
	3 甲	秋山ゆかり 尾崎 眞弓 小板橋純子	
	3 乙	霜鳥 和子	
	4	石井志津江 井坂美枝子 櫻井美由紀	
	5	神戸 孝子	
	6	矢野 清見	
	7	*須藤 紀子	
	8	須藤 輝子	
	9	須藤 時子 轟 ゆかり	
	全地区	*藤原 恵子	
	磯部	1	入江すみ江
		2	嶋田 千春 吉田真奈美
		3	鷲野てる子 大岡のぶ子
		4	久保田美恵子 田村 勝子
5		橋爪 礼子 *瀧本 重子	
全地区		*山本久美子	

## 母子保健推進員の主な活動

- 4 カ月、8 カ月、1 歳 6 カ月、3 歳児健診時の計測および育児セミナーのお手伝い
- 健診未済者へ未健通知を持って家庭訪問し受診を勧奨
- 4 カ月健診啓発のための訪問
- 地区別で子育て交流会などの自主活動と子育てサロンなどへの協力
- 地域と保健師とのパイプ役

地区	受持地区	氏名
東横野	1	*見波 恵子
	2	多胡 文子
	3	田中 礼子
	4	関根 君子
	5	櫻井 弘美
	6	町田紀美代
	全地区	*半田 絹子
岩野谷	1	*松本由美子
	2	小根澤まり子
	3	佐々木千枝子
	4	前川 芳美
	5	宮口 敦子
	6	須藤 久子
	7	平柳 一枝
全地区	*小林三千代	
板鼻	1	白井ミチ江
	2	千木良春江
	3	佐藤 栄子
	4	佃 延子 大峯 明美 宮沢 克江
	5	山口 雅美 高橋 とく
全地区	*※篠原晴美	
秋間	1	秋山 芳子
	2	◎白井久美子
	みのりが丘	浜田美和子
	3	大塚とし子
	4	萩原 典江
5	坂井 篤子	
全地区	*白井加代子	
後閑	1	田中 祐子
	2	神宮由紀子
	3	上原メイ子
	4	石黒 洋子
	5	中嶋 友子 日部 春江
全地区	*※金井千鶴子	



地区	受持地区	氏名
松井田	源ヶ原・本町・上本町・中宿	田中 桂子
	新町・森崎・上町	倉繁久美子
	仲町・北横町・紺屋町・下町・南横町	松本 美奈
	新田・琵琶の窪	鍋島喜美子
	全地区	*安藤由紀子
白井	横川東・西区	伊能千枝子
	五料東・西・中区	佐用 幸子
坂本	坂本 1・2 区・原区	○真庭 悦子
	入牧 1・2 区	堀口 千里
全地区	*齋藤 悦子	
西横野	二軒在家区	*飯野 朱美
	上人見・塚原・法正寺区	山口 敦子
	高野谷戸区・大王寺区	斉藤 照子
	烏留北区・南区	嶋村 幸子
	八城東区・別所区	神林 洋子
八城西区	漆田 明美	
行田区・越泉区	田中 道子	
全地区	*塩谷 景子	
九十九	下増田区	上石 厚子
	国衙百石区	今井 清子
	高梨子区	*藤巻 純子
細野	小日向区	小板橋蓉子
	土塩東・西区	*坂本マチ子
	新井区	金井 節子
	上増田東・西区	金井 佳子
全地区	*小板橋陽子	

- ◎…会長                      \*…地区理事
- …副会長                  ※…主任児童委員

問合せ▶本庁健康づくり課保健指導係 (☎内線 1 1 7 5)



# 男女共同参画推進委員会

第16回

## 男女共同参画について思うこと

安中市男女共同参画推進委員会委員

静 朋人



子どもたちは6歳くらいまでのうちに、「男の子らしい」「女の子らしい」という考え方を学びます。性別による体の違いがまだ顕著でないことを思えば、この間の学習は社会的な習慣や、考え方、感じ方等を対象としており、結果それは正しい認識として定着していきます。これは、家庭・学校・地域の活動・メディアや社会制度の中で意識的、無意識を問わず発生し、その頻度は非常に高いものがあります。

そしてこれがスタートするのは、私たちがもし産院でピンクまたはブルーのタオルにくるまれたとすれば、人生最初の瞬間からです。その後女の子であれば、かわいらしい洋服・人形のおもちゃ・女の子らしい言葉・おとなしい性格・ケーキとなり、男の子であれば、ズボンやジャケット、ロボットのおもちゃ、男の子らしい言葉、元気で活発な性格、焼き肉をモリモリ、という事になります。

すべての男の子・女の子がその通りでないにせよ、期待される役割に適合しない子供たちは、多分仲間からは異質な存在としてちよつと距離を置かれてしまいます。そして家族からもしばしば批判めいた言葉を

かけられるかもしれません。この伝統的な文化・習慣により観念的な性別による区分けは長い間「常識」というものであり続けてきました。

幼少期を過ぎてても、一般的には引き続き男女の違いを強調する場面にしばしば遭遇します。スポーツのチームや親睦のためのクラブ・教室などがそれです。このように性別による違いは、私たちの生活や文化に深く浸透した考え方で、大部分の観念や判断に意識または無意識のうちに深く影響を及ぼしています。

男女共同参画を推し進めるにおいては、従来の状況を再度認識し、分析をすることが必要です。そして性別による生物学的な違いにより物理的に役割の交換が難しく、両性双方から見て違いを考慮することが合理的であるものと、教育や習慣の結果として、観念的に区別をしているだけで男女の認識が本来不必要なものにと仕分けをすることが必要です。次に、思惑や希望と現実とのギャップが大きな事柄から優先順位をつけ要改善です。

圧倒的な男社会が続いてきた歴史を振り返るまでもなく、これは「まずは女性の社会参画を促す」ということと実態は同じではないでしょうか。障壁となる制度や条件を丁寧に改善することにより、男女の差なく、人として平等にその能力を評価できる状態が実現していくと考えます。

問合せ▼本庁企画課女性政策係

(☎内線1021)

## 消費生活センターからのお知らせ

### 「高齢者を狙った布団の点検商法に注意」

#### 【事例】

「以前、訪問販売で布団を購入しましたよね？」と業者から電話がかかってきて、何年も前に購入したことがあったので「はい」と答えると、「サービスで布団のクリーニングをするので自宅に伺う」と言われ、翌日業者が自宅を訪ねて来た。布団を見せると掃除機のような道具で汚れを吸い取り「ゴミがたまっている。こんな布団で寝ていたら病気になる。」と言われ、20数万円の布団パックを勧められた。とても強引に勧誘され、断り切れずに契約書にサインしてしまった。冷静になって考えてみると、とても高額で必要がない物なので解約したい。

訪問販売で高齢者に布団などを次々と購入させるトラブルが後を絶ちません。一人暮らしや判断能力が不十分な高齢者などを狙い、強引に契約させる手口が目立ちます。

特に日中一人で留守番をしている場合、周りが気づかないうちにセールスマンが訪れ、大きな被害になってしまいう危険性があります。

#### 【ポイントアドバイス】

事例のように電話や訪問があっても、以前布団を購入した業者とは異なる場合がほとんどです。業者名や連絡先を確認のうえ、知らない業者からの訪問は受けたくないよう、きっぱりと断りましょう。万一、点検を受けて、必要でない物を勧められたら断りましょう。

被害を未然に防いだり、拡大させないためには、家族や周りの人の協力が不可欠です。日頃から、身近な人が家の中や生活状況の変化に注意し、気を配りましょう。

事例のように契約してしまった場合、契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフすることができます。

わからないことや困ったことがあったら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月・金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時  
問合せ▼安中市消費生活センター(☎382-2228)

## 7月の催し物ガイド

### ホール

※その他のイベントは市HPをご覧ください

#### 青空歌謡愛好会歌謡発表会

1日(日)10:00~18:00 入場:無料  
問合せ:青空歌謡愛好会(☎385-9331)

#### 安中市童謡・唱歌交流会

21日(土)13:30~16:30 入場:無料  
問合せ:岩野谷童謡教室(☎382-1486)

#### 大正琴コンサート

22日(日)13:00~16:00 入場:無料  
問合せ:大正琴・あんなか(☎381-2107)

#### 第4回 生バンドとカラオケによる歌の祭典

29日(日)10:00~18:30 入場:1,000円  
問合せ:歌とダンス友の会(☎027-344-9081)

### 学習室など

※その他のイベントは市HPをご覧ください

#### 市民パソコン教室

5日(木)、12日(木)、14日(土)、19日(木)、21日(土)、26日(木)、28日(土)13:30~15:30  
会場:2Fパソコン室 入場:無料

#### 初心者パソコン教室

1日(日)、7日(土)、8日(日)9:00~16:00  
会場:2Fパソコン室 入場:無料

#### 図書読み聞かせ

28日(土)14:00~15:00  
会場:1F談話コーナー 入場:無料  
問合せ:安中市図書館(☎381-0529)

問合せ▶安中市文化センター  
☎381-0586

午前8時30分~午後5時15分の間  
休館日はP24をご確認ください

## ●今月のピックアップ

安中市図書館

「夏休みお楽しみ企画」



目指せ!

ポイント

安中図書館では、今年も「夏休みお楽しみ企画」を開催します。  
本を借りてポイントを集めて、かわいいプレゼントをもらっちゃおう!  
夏休みの間にどれだけの本が読めるかな?  
期間▼7月19日(木)~9月2日(日)  
対象者▼小学生以下  
内容▼詳しくは、図書館に貼ってあるポスターを見てね。

# 安中市文化センター 催し物ガイド

ANNAKA

## 7月の催し物ガイド

### 大ホール

#### 第34回少年の主張 安中市大会

7日(土)13:00開場 13:30開演  
主催:市生涯学習課 入場:無料

#### ベリー・ハッピー コンサート

14日(土)13:30開場 14:00開演  
主催:ベリー・ハッピーコーラス・峠  
ころろ・Putit・Berry  
入場:無料(整理券あり)

### 小ホール

#### 家庭教育学級(親子でヨガ)

14日(土)10:00~12:00  
主催:松井田公民館  
入場:無料(3歳から小学校低学年児童とその保護者対象・要事前申込)

#### 放射能に関する自由研究等学習会

29日(日)10:00~12:00・14:00~16:00  
主催:放射能から子どもを守ろう安中の会  
入場:有料  
※詳細は、放射能から子どもを守ろう安中の会(代表 岡崎さん090-3142-4875)へお問い合わせください。

### ギャラリー

#### 「よい歯のコンクール」標語・ポスター等展示

6日(金)13:00~10日(火)12:00  
(9日(月)は休館日)  
主催:市学校教育課 入場:無料

問合せ▶松井田文化会館  
☎393-4400

午前8時30分~午後5時15分の間  
休館日はP24をご確認ください

## ●今月のピックアップ

うすい街道寄席 三遊亭円楽 独演会



おなじみ「笑点」大喜利メンバリーの六代目三遊亭円楽さんほか、若手落語家を迎えての寄席です。現在、幅広い分野で活躍されている円楽さんの楽しい落語を聴きに来ませんか?皆さんでは是非、お出かけください。

日時▼平成24年9月9日(日)午後2時  
(開場:午後1時30分)  
チケット▼全席指定  
大人 2,500円  
高校生以下 2,000円  
前売 2,500円  
当日 3,000円  
※松井田文化会館窓口にて7月14日(土)午前9時から前売開始。  
※前売りで完売した場合は、当日券はございません。

# 松井田文化会館 催し物ガイド

MATSUDA



# 生涯学習だより

## 自然体験ひろば 参加者募集

### 夏休み キャンプをしよう！ カヌーに乗ろう！

市教育委員会では、「自然体験ひろば」を開催します。  
夏休みに普段できないことに挑戦してみませんか？

ほかの学校の  
人とも友達に  
なれるよ！



カヌーに挑戦！  
川遊びも  
楽しいよ！

- 日程▶8月21日(火)～22日(水)
- 場所▶おにし青少年野外活動センター  
(藤岡市保美濃山)
- 募集対象▶市内在住・在学中の小学3～6年生(30名)  
(定員を超えた場合は抽選。少人数の場合は、中止することもあります)
- 集合・解散場所▶市役所本庁または松井田支所(予定)
- 参加費▶1人 5,000円  
(事業開始一週間前以降のキャンセルについては、参加費を全額お返しできない場合があります)
- 主な内容▶カヌー・川遊び・ナイトハイク・テント泊など
- 問合せ▶生涯学習課社会教育係(☎内線2243)

- 申込み▶はがきに(申込み者1人につき1枚)  
「①住所 ②氏名 ③性別 ④電話番号 ⑤生年月日 ⑥小学校名・学年 ⑦保護者名」を記入し、7月17日(火)までに下記へ郵送してください。(当日消印有効)  
〒379-0292 安中市松井田町新堀 245  
市教育委員会  
生涯学習課「自然体験ひろば」係
- ※申込者には、抽選の有無にかかわらず通知を差しあげます。
- ※参加決定者には「参加申込(兼承諾)書」を提出していただきます。

### 平成22年度人権作品集「おもいやり」から差別について

安中市立松井田東中学校 二年 井口 彩織

差別はないほうがいいことです。

しかし、今の世の中には、差別が存在します。

昔の身分制度で差別されていた人やその子孫などというだけでの差別や障害者だからという差別、そしていじめも立派な差別だと思います。

私は差別を受けたことはありませんが、きっと差別を受けた人はすごく傷つきます。家柄や生まれつきの障害などは、自分ではどうしようもないことです。それを理由にいじめられたり除け者にされたりするのは、そりゃあ納得なんてできないでしょうし、もしかしたら親や自分を憎むこともあるかもしれません。そうなってしまうと、人を信じられなくなってしまうと思います。きっと。

差別を受け、人を信じるのが難しくなってしまう人がいるのなら、手をさしのべ、その人のことを信じてあげることが大切だと思います。もし、そのときその人を放っておいたらその人はずっと一人です。

誰だって、一人より二人、二人より三人、できればもっとたくさん友達、信じられる人がいたほうがうれしいと思います。そして一人でも自分を守ってくれる人がいたらどれだけ心強く、その痛みが和らぐことでしょう。

私は今、小学校のときに仲間はずれにされていた子に手を差し伸べられなかったことを、すごく後悔しています。そんな悪い子じゃなかったと思うのに、どうして周りに流されてしまったのだろうと思います。そのときは相手の気持ちや自分のしていることを考えもしませんでした。

今、私がこんな風に思えるのは、きっと少し大人になったからです。そんなことをしても何にもならない、相手を傷つけるだけだと知ったからです。

もし、これからの人生で差別、いじめを受けている人を見たら、私は周りの人たちの偏見に左右されず、その人のことをしっかりと見つけ、信じられる人になりたいです。

そして、多くの人が私と同じことを思ってくれたら、きっと差別はなくなりません。

差別はないほうがいいのです。  
あなたは、どのように思いますか。

問合せ▶生涯学習課生涯学習係(☎内線2244)

# 発掘された 安中の遺跡

THE UNEARTHED REMAINS OF ANNAKA 2012



2012年  
7月7日(土) ▶ 9月2日(日)

市内で発掘調査された遺跡の最新の成果を広く市民の皆さんに知ってもらうための企画展です。今回は加賀塚遺跡、西原遺跡、西横野東部地区遺跡、西横野中部地区遺跡、西ノ平遺跡などの遺跡の資料を展示します。

観覧料	一般	100円
	団体(20人以上)	80円
	高校生以下	無料

展示会場 ▶ 安中市学習の森  
ふるさと学習館

問い合わせ先 ▶  
安中市学習の森 ふるさと学習館  
Tel.027-382-7622 Fax.027-382-7623  
Mall:furusato@des.city.annaka.gunma.jp

## ■ 連続講座

第1回 7月22日(日) 13時30分～15時30分  
「市内の発掘最新情報」

—古墳時代の碓氷川流域—  
菅原龍彦(安中市教育委員会)

第2回 8月19日(日) 13時30分～15時30分  
「市内の発掘最新情報—古代の牧と道—」  
井上慎也(安中市教育委員会)

会場 ▶ ふるさと学習館市民ギャラリー

定員 ▶ 50人(先着順)

資料代(2回分の資料代および観覧料を含む):200円

申込み方法 ▶ 電話でふるさと学習館へ(当日受付可)

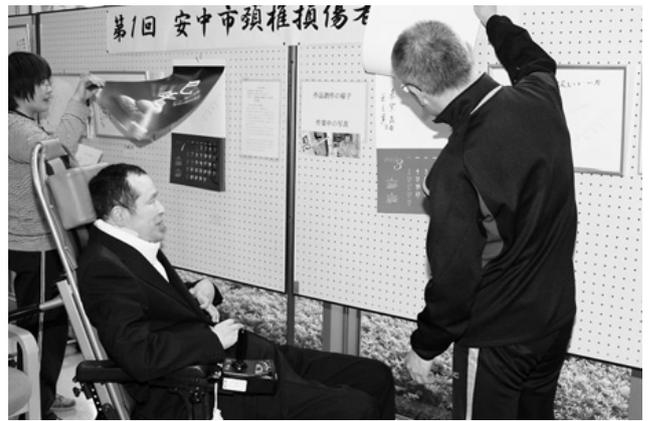


平成23年度  
「文化財愛護ポスター」  
優秀作品(敬称略)  
佐藤 里沙(安中二中2年)



## 市長の1日民生・児童委員

5月15日(火)に、岡田市長が安中市民生委員児童委員協議会から一日民生委員児童委員の委嘱を受け、板鼻公民館など4カ所を訪問しました。訪問先では、皆さんに近況を尋ねるなど、地域の実情の把握に努めるなど交流を図りました。



## 頸椎損傷者による作品展示会

5月9日(水)から16日(水)にかけて、第1回の頸椎損傷者による作品展示会が市役所本庁1階市民ロビーで行われ、絵画や書道などの作品が展示されました。会場では大勢の来場者が作品を鑑賞するなど賑わいました。



## 第16回歩く健康づくり大会

5月19日(土)に、第16回歩く健康づくり大会が開催されました。アプトの道のくつろぎの郷から4月に開通した熊ノ平駅までの往復6.6kmを歩くコースで、参加者179人が新緑で清々しいコースを汗をかきながら楽しみました。



## 人権学習講演会

5月17日(木)に、光陽館において「夢と志～スポーツ文化の定着化～」と題し、安中市出身で日本サッカー協会常務理事の三宅豊氏による人権学習講演会が開催されました。会場では、約60人が集まり、三宅氏の貴重な体験談に耳を傾けていました。



## 安中観光キャンペーンレディーが決定

安中市観光協会による今年度の「安中観光キャンペーンレディー」が決定し、5月27日(日)に市役所で委嘱式が行われました。今後は、6月30日(土)の磯部築オープンセレモニーから本格的に活動を始め、観光宣伝イベントなどに参加して市のPRに活躍していただきます。

左から和田香織(安中市)・千本美穂子(安中市)・多胡満里絵(安中市)・萩原真奈(前橋市)・安部春菜(安中市)  
(敬称略)



## 安中総合学園高校 第4回ばら展

5月26日(土)に、安中総合学園高校で第4回ばら展が開催されました。同校内のバラ園には約140種450本のバラが咲き、訪れた皆さんの目を楽しませたほか、バラ苗、草花苗や焼きまんじゅうなどの販売、また吹奏楽・和太鼓の演奏も行われ、多くの人で賑わいました。



## EF63形電気機関車の修復修理が完了

5月30日(水)に、碓氷峠鉄道文化むらで運転体験遊具として使用しているEF63形電気機関車24号機の修復修理が完了し、出発式が行われました。当日のテープカットには、ゲストとしてぐんまちゃんも駆けつけてくれました。



## 安中市水防訓練

5月27日(日)に、市消防団・市女性防火クラブ・安中消防署などから419人が参加して平成24年度安中市水防訓練が行われました。台風による河川氾濫を推定し、杭ごしらえや土のう作り、積土のう工法などの訓練が行われました。



7月11日から20日まで  
夏の県民交通安全運動を実施します

○年間スローガン 事故のない  
群馬はあなたの  
注意から



○サブスローガン  
危ないよ よそ見 ケータイ スピード超過

市民 INFORMATION

市役所

〒379-0192 安中市安中一丁目23-13  
☎382-1111 FAX381-0503

ホームページアドレス：  
http://www.city.annaka.gunma.jp  
メールアドレス：  
kouhou@city.annaka.gunma.jp

◎ 県営住宅入居のご案内

平成24年度入居募集は4月、7月、10月、1月の年4回実施します。今回は7月入居募集のお知らせです。  
入居資格▼現在住宅に困窮しており、親族と入居する予定の人、または単身の高齢者や障害のある人  
※収入制限があります  
※詳しくは募集案内または県住宅供給公社ホームページ

(<http://www.gunma-jkk.or.jp/>) をご覧ください

申込期間▼7月1日(日)～15日(日)

入居可能日▼平成24年10月1日(月)

申込み方法▼所定の申込用紙を郵送

申込用紙・募集案内配布場所▼県住宅供給公社(前橋市紅雲町)、県土木事務所、市役所・町村役場(土・日・祝日は県住宅供給公社以外の場所では配布してありません)  
その他▼入居者は、公開抽選で選定します

※一部の住宅(田口団地、萱野団地、鼻高団地、城山団地、下河原団地、城ノ岡団地、鳥山団地、浜町団地、矢場団地、成塚団地、青柳団地、中島団地)については、随時申し込みを受け付けます。詳しくはお問い合わせください

問合せ▼県住宅供給公社(☎027-223-5811)

◎ 食中毒に注意

気温が高く、湿気があり、食べ物が傷みやすい時期となりました。食品を扱うときは十分注意して、家庭での食中毒を予防しましょう。

また、注意していても食中毒になる可能性があります。食中毒の主な症状は、吐き気や嘔吐、腹痛、下痢、発熱などです。食中毒?と思ったらすぐに医師に相談を。



問合せ▼安中保健福祉事務所(☎381-0345)

◎ おめでとつじやいます

平成23年度後期技能検定合格者発表

技能検定は働く人たちの技能の程度を一定の基準で検定し、特級・1級・単一等級・2級・3級に格付けして公証する国家検定制度です。

今回の検定で見事合格したのは次の皆さんです。(敬称略)  
問合せ▼商工観光課商工労働係(☎内線3221)

職種名	作業名	級別	氏名	住所
機械検査	機械検査作業	3級	時沢 征志	下秋間
工場板金	機械板金作業	1級	市川 賢司	原市
機械検査	機械検査作業	3級	新野 由宜	原市
機械検査	機械検査作業	3級	坂井 拓暉	原市
機械検査	機械検査作業	3級	上原 龍矢	原市
機械保全	機械系保全作業	2級	渡辺 一樹	原市
機械検査	機械検査作業	3級	中島 駿介	原市
機械検査	機械検査作業	1級	上原 雅哉	松井田町上増田
機械検査	機械検査作業	3級	上原 守	松井田町上増田
機械保全	機械系保全作業	2級	高橋 毅	松井田町新堀
機械検査	機械検査作業	3級	新井 祐貴	松井田町二軒在家
機械検査	機械検査作業	3級	平石 愛理	松井田町二軒在家
機械保全	機械系保全作業	2級	猿谷 学	中宿
機械検査	機械検査作業	3級	多胡 佑樹	中野谷
機械検査	機械検査作業	3級	神田 拓弥	板鼻
機械検査	機械検査作業	3級	高橋 周平	野殿
配管	建築配管作業	1級	山田三樹男	郷原

## 警察官募集



群馬県警察では、次のとおり警察官を募集しています。詳細は、ホームページをご覧ください。  
**問合せ**▶安中警察署（☎381-0110）または最寄の交番・駐在所にお問い合わせください  
 ホームページ▶<http://www.police.pref.gunma.jp/>

試験区分	試験案内 配布開始	受験資格	受付期間	第1次試験日	第2次試験日
警察官A (男女)	7月3日	昭和57年4月2日以降に生まれた人。大学既卒者(短期大学を除く)、または平成25年3月31日までに卒業見込みの人。	7月26日～8月10日 ※インターネット受付は8月9日まで	9月16日	10月下旬 ～ 11月上旬
警察官B (男女)		昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、警察官Aの受験資格学歴に該当しない人			



自衛隊では、次のとおり自衛官を募集しています。このほか、詳細は、ホームページをご覧ください。  
**応募要項**▶自衛隊高崎地域事務所またはホームページから入手できます。  
**問合せ**▶自衛隊高崎地域事務所（☎326-1761）  
 ホームページ▶<http://www.mod.go.jp/pco/gunma/>

## 自衛官募集

募集種目	受験資格	受付期間	1次試験	試験会場
一般曹候補生	18歳以上27歳未満の人	8月1日	9月17日	新町駐屯地 または 相馬原駐屯地 など
航空学生	高卒(見込含)21歳未満の人	9月7日	9月22日	
自衛官候補生(女子)	18歳以上27歳未満の女性		9月23日～26日のいずれか日	
自衛官候補生(男子)	18歳以上27歳未満の男性	お問い合わせください		勢多会館(前橋市)
看護学生	高卒(見込含)24歳未満の人	9月3日～10月1日	10月20日	

## 市の職員を募集します

市では平成24年度の職員採用試験を次のとおり行います。

採用年月日は平成25年4月1日です。所定の用紙を7月2日(月)から市役所本庁秘書課および支所地域振興課で配布しますので、必要事項を記入のうえ、住民票抄本と成績証明書添えて秘書課職員係へお申し込みください。詳しい条件などについては試験案内をご覧ください。

また、郵送を希望する人はお問い合わせください。

**配布期間**▶7月2日(月)から

**受付期間**▶7月17日(火)～8月3日(金)

**募集職種**▶下表のとおり

**受験資格**▶下表のとおり

※次のいずれかに該当する人は受験できません

○日本国籍を有しない者

○地方公務員法第16条に該当する人

**問合せ**▶秘書課職員係(☎内線1031)



区分	試験	種類	試験資格	1次試験 9月16日(日)	2次試験 10月下旬	採用予定 人員
一般行政	初級	事務職	平成2年4月2日～平成7年4月1日までに生まれた人で、高校卒業以上(卒業見込みを含む)の人(平成25年4月1日において18歳～22歳)	教養試験 事務適性検査 作文	面接試験 健康診断	10人程度
			昭和59年4月2日～平成5年4月1日までに生まれた人で、短期大学卒業以上(卒業見込みを含む)の人(平成25年4月1日において20歳～28歳)	教養試験 一般性格診断検査 作文		

## ◎ 清らかな水を保全するため合併槽の設置を

単独処理浄化槽やし尿くみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換して設置した場合に補助金を増額し交付します

市では、公共用水域の水質の保全を推進していくため、個人住宅に設置されている単独処理浄化槽やし尿くみ取り槽を撤去または再利用して、合併処理浄化槽を設置(転換設置)する市民の皆さん、新築住宅への設置(新規設置)をする市民の皆さんへの設置補助金を交付します。

また、平成23年度から群馬県浄化槽工コ補助金事業(県工コ補助金)が創設され、転換設置の場合に10万円上乗せ補助を実施します。補助金額は下表のとおりです。※単独処理浄化槽などを撤去できない場合などはご相談ください。

人槽区分	限度額	
	転換設置+県工コ補助金	新規設置
5人槽	30万円+10万円	15万円
6～7人槽	36万円+10万円	18万円
8～10人槽	45万円+10万円	24万円

### ◎ 補助対象条件

○主に居住を目的とした住宅(専用住宅)で、小規模店舗などを併用した住宅は居住面積が1/2以上(10人槽以下)。

○浄化槽を設置した住宅を継続的に使用すること。

○申請した年度の3月末日までに実績報告書の提出が見込めること。

○公共下水道供用開始区域・認可区域および秋間みのりが丘地区の人を除きます。

**問合せ**▶環境推進課環境衛生係(☎内線1882)

支所地域振興課管理係(☎内線2113)

## ◎ オンライン『かんたん証明書請求』による

登記事項証明書等の交付請求をご利用ください

自宅や会社のインターネットに接続しているパソコンから、土地、建物や会社などの登記事項証明書等(印鑑証明書を除く)を請求することができます。事前に専用ソフトをインストールするなどの環境設定をすることなく、ナビゲーション機能により操作がわかりやすい「かんたん証明書請求」によりご利用いただけます。また、利用時間は午前8時30分から午後9時まで請求でき、指定された送付先に郵送します。手数料も断然お得です。

### ◎ 手数料の例

(例) 土地・建物・会社の登記事項証明書  
 窓口または郵送請求の場合 1通700円

かんたん証明書請求の場合 1通570円(郵送料含む)

なお、手数料は、インターネットバンキングまたはペイジー対応のATMによりお支払いいただけます。便利になったオンライン交付請求を是非ご利用ください。詳しくは、登記・供託オンライン申請システムのホームページ(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>)をご覧ください。

**問合せ**▶前橋地方方法務局不動産登記部門(☎027-1221-4428)

# 相談案内

7月1日→8月15日

<p><b>行政相談</b> 本庁 7/5・19 8/2 9時～12時 支所 7/2 8/6 13時30分～16時</p> <p><b>無料法律相談</b> 本庁 7/6・20 8/3 13時～16時 ※要電話予約 法制課 (☎内線1043)</p> <p><b>人権相談</b> 本庁・支所 7/19 13時30分～16時</p> <p><b>家庭児童相談</b> 電話相談・面接相談 (本庁子ども課) 月～金曜 (祝日を除く) 9時～16時 ※要電話予約 子ども課 (☎382-8005)</p> <p><b>健康相談</b> (生活習慣病・アスベスト・育児・栄養相談など) 本庁 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分 支所 7/13 8/10 9時30分～11時30分</p> <p><b>妊婦生活相談 (母子手帳交付)</b> 本庁・支所 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分</p> <p><b>消費生活相談</b> 本庁 (消費生活センター) 月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時 (☎382-2228)</p> <p><b>労働相談</b> 本庁 7/3・17 8/7 13時30分～16時 ※要電話予約 商工観光課 (☎内線3221)</p> <p><b>無料税務相談</b> 本庁 7/5 8/9 13時～16時 支所 8/7 13時～16時 ※要予約 税務課 (☎内線1061)・住民課 (☎内線2161)</p>	<p><b>障害者相談</b> 知的・身体障害者相談 (本庁・支所) 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分 精神障害者相談 (ヌアリーベ ☎380-5385) 月～土曜日 (祝日を除く) 10時～18時</p> <p><b>青少年相談</b> 電話相談・面接相談 (支所内青少年センター) 月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時 ※要電話予約 (☎393-4777)</p> <p><b>介護相談</b> 電話相談・面接相談 (本庁・支所) 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～16時 ※要電話予約 本庁介護高齢課 (☎内線1189) 支所保健福祉課 (☎内線2155)</p> <p><b>心配ごと相談</b> 地域福祉支援センター 毎週木曜日 (祝日を除く) 9時～11時30分 基幹集落センター 毎週月曜日 (祝日を除く) 13時30分～16時</p> <p><b>青色申告記帳相談</b> 安中商工会 月～金曜日 (祝日を除く) 9時～12時 松井田商工会館 月～金曜日 (祝日を除く) 9時～17時</p> <p><b>交通事故相談</b> 安中交通安全協会 毎週火・水曜日 (祝日を除く) 9時～16時 ※要電話予約 (☎382-0211)</p>
---	---

## 健康通信

7月は胃がん検診(バリウム)、大腸がん検診があります。また、乳がん検診、子宮頸がん検診の個別検診も引き続き実施中です。さらに、8月下旬からは結核検診、前立腺がん検診・胃がんリスク検診の集団検診が始まります。  
どの検診も申込者に対して受診票が個別に郵送されます。日時・会場などは通知をご覧ください。申し込んでいない人で受診を希望する人は、本庁健康づくり課(☎内線1172)にお問い合わせください。

## 本庁市民課 休日窓口開設日

7月1日・15 8月5日  
午前8時30分～正午  
業務内容  
○住民票の写しの交付  
○戸籍謄本・抄本の発行  
○印鑑証明書の発行  
○その他市民課取扱各種証明書の発行

## 給水管修理当番業者 (7月1日～8月15日)

7月		8月	
1日	J・X・Y	16日	B・F・P
2日	A・G・K	17日	J・L・S
3日	D・M・R	18日	A・T・V
4日	C・E・N	19日	M・X・Y
5日	H・Q・W	20日	C・G・K
6日	I・O・Z	21日	D・R・W
7日	F・P・U	22日	E・N・Z
8日	B・L・S	23日	H・U・Q
9日	J・T・V	24日	B・I・O
10日	A・X・Y	25日	F・J・P
11日	G・K・M	26日	A・L・S
12日	C・D・R	27日	M・T・V
13日	E・N・W	28日	C・X・Y
14日	H・Q・Z	29日	G・K・W
15日	I・O・U	30日	D・R・Z
		31日	E・N・U

上水道と簡易水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

業者名	TEL	業者名	TEL
A 今川設備	382-9433	N (有)武美工業	382-5061
B (有)入沢電気商会	382-1609	O (有)田中工作所	385-4126
C 碓氷設備	381-2730	P (株)半田組	385-8374
D (有)内堀設備工事	393-0157	Q (有)福美商事	381-0293
E (有)金子屋商店	393-0332	R (有)松本住設	385-6278
F (有)黒須設備工業	381-1148	S (株)茂木設備	381-6616
G 群栄工業(株)	393-1012	T (有)山田タイル工業	381-0075
H 児玉工業(有)	393-3118	U (株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
I (有)佐藤商店	395-2323	V (株)ユタカ	385-7647
J 佐藤燃料(株)	381-1111	W オオカワラ住器	382-1987
K (有)渋谷設備	381-1262	X 反町備工	393-3420
L (有)ジーワイ燃設	382-2891	Y 第一設備工業(有)	385-8769
M (有)須藤工業	381-2322	Z (株)フェニックス	382-5262

# 行事カレンダー

7月1日→8月15日

日曜日	行事名	日曜日	行事名	日曜日	行事名
7月		15日	●高崎市等広域支部ポンプ操作大会 下豊岡運動場 7:30～	8月	
1日	●磯部築オープン(～9/17) 磯部温泉街 11:00～ ●第5回竹細工講座 学習の森 10:00～12:00 ●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00	16日	●ふるさと学習館振替休日	1日	水
2日		17日		2日	木
3日		18日		3日	金
4日		19日	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	4日	土
5日	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	20日		5日	日
6日		21日	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	6日	月
7日	●夏季企画展 「発掘された安中の遺跡2012」 学習の森 (～9/2) ●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00 ●第34回少年の主張安中市大会 文化会館 13:00～ ●夏休み映画会「マジック・ツリーハウス」 チケット発売日 文化会館 9:00～	22日	●夏季企画展 講演会 「市内の発掘最新情報 —古墳時代の碓氷川流域—」 学習の森 13:30～15:30	7日	火
8日	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00	23日		8日	水
9日		24日		9日	木
10日		25日	●第7回農業委員会総会 本庁 11:00～	10日	金
11日		26日	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	11日	土
12日	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	27日		12日	日
13日		28日	●将棋教室(全5回) 松井田公民館(文化会館内) 13:30～15:30 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●図書読み聞かせ 文化センター 14:00～15:00	13日	月
14日	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30 ●「うすい街道寄席」チケット発売日 文化会館 9:00～ ●親子でヨガ 松井田公民館(文化会館内) 10:00～12:00	29日		14日	火
		30日		15日	水
		31日			

※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です

## 休館のご案内

恵みの湯	7/3・17 8/7	碓氷川熱帯植物園	7/3・10・17・24・31 8/7・14
峠の湯	7/10・24	スポーツセンター(※は温水プールのみ休業です)	7/2・9※・17・18・23※・30※
鉄道文化むら	7/3・10・17・24・31		8/6・13※
文化センター(※は図書館のみ休館です)	7/3・10・17・18・24・30※・31	学習の森	7/3・10・17・18・24・31 8/7・14
	8/7・14	老人福祉センター	7/2・9・16・17・23・30 8/6・13
文化会館	7/2・9・17・23・30・31 8/6・13		



EVENT



## 磯部築がオープンします

磯部築は市観光協会直営の観光築で、アカシアの緑陰で築場を眺めながら鮎の活魚料理を堪能できます。

メニューは定食を中心に手ごろな料金で鮎料理をお楽しみいただけるほか、今年からバイキング方式(鮎料理は除く)を導入いたします。

また、鮎の塩焼きや、フライなどの単品でお召し上がりいただけるメニューもご用意しています。ぜひお越しください。

営業期間▶7月1日(日)～9月17日(月・祝)  
(期間中は無休)

営業時間▶午前11時～午後3時(予約の人は相談に応じます)  
(磯部温泉祭期間中の8月14日(火)、15日(水)、16日(木)は、午後9時まで営業します)

問合せ▶安中市観光協会(☎385-6555)  
磯部築(☎385-6959)



CINEMA

## 夏休み映画会 マジック・ツリーハウス

時空を超えた本の世界へ………魔法のメダルを追え!



世界33カ国で9,800万部突破、日本でも2002年初版以来現在までに30巻350万部を超えたメアリー・ホープ・オズボーン原作のベストセラー児童小説「マジック・ツリーハウス」が、遂に日本で映画化されました。

物語は、仲よし兄妹 ジャックとアニーがある日、森で不思議な小屋を見つけるところから始まります。

その不思議な小屋は、実は時空を超えた本の世界を旅することのできる「マジック・ツリーハウス(魔法の木の家)」だったのです…!

この映画をご覧になれる皆さんを、2人が繰り広げる冒険ファンタジーの世界へお連れします。

日時▶8月19日(日)午前11時～・午後2時～ ※開場は各15分前

場所▶安中市松井田文化会館 大ホール

入場料▶全席自由

	大人	高校生以下
前売	800円	600円
当日	900円	700円

※松井田文化会館・安中市文化センター・富岡市かぶら文化ホールの各窓口にて7月7日(土)午前9時から前売開始。

※前売りで完売した場合は、当日券はございません。

問合せ▶安中市松井田文化会館(☎393-4400)

## 東日本大震災に関する義援金について

市では、被災者救援のため、次のとおり義援金の受け付けをしています。

受付窓口▶本庁福祉課社会福祉係(☎内線1152)  
支所保健福祉課福祉子ども係(☎内線2157)

受付期間▶平成24年9月30日(日)まで

義援金の取扱▶受け付けた義援金は、日本赤十字社を通じて被災地に送金されます。

こちらをご覧ください 日本赤十字社ホームページ <http://www.jrc.or.jp/index.html>

がんばろう日本